

ちゃんと知らなきゃ大変だ!!!

by N2サービス © 豊橋いのちと未来をまもる会



それをカンタンにするために

96条を変えようとしているのよ!!

衆議院 過半数

参議院 過半数

ABE

96 →

改正案

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議員のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。

※参考資料一覽は別添しています



こんな社会になっちゃうかももの



国民が国や政府に
対して守らせる。

これを守って政治を行って
下さい

日本国憲法

はい

皆ぞえらんだ代表者
(国や政府)

国でいちばん大切な
決まりなの。

まず、
そもそも
『憲法』と
いうのはね

こんな変更も
あるのよ!

わ〜っ

字が多いけどがんばって〜

ごも
がんばるっ

『公共の福祉』という言葉が『公益及び公の秩序』と
変わっているところに注目!! してね。

今の憲法	改正草案
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に 公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負ふ。	第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。又、国民はこれを濫用してはならず、自由及び権利には 責任及び義務 が伴うことを自覚し、常に 公益及び公の秩序 に反してはならない。

同に変更は全部でるカ所あります。

国や政府がその
力を利用して

1947

国民だ!!

大日本帝国憲法

国民主権

好き勝手なことを
しないようにね。

自由 平和 人権

憲法

暴走
ごまかさない!!

私もそう
思ふのよねー。

なんかこっちの方が
意味がせまくなった
カンジ...?

公共の福祉

公益及び公の秩序

まずはちよっと
読んでみて...!!

次のページ
次のページ

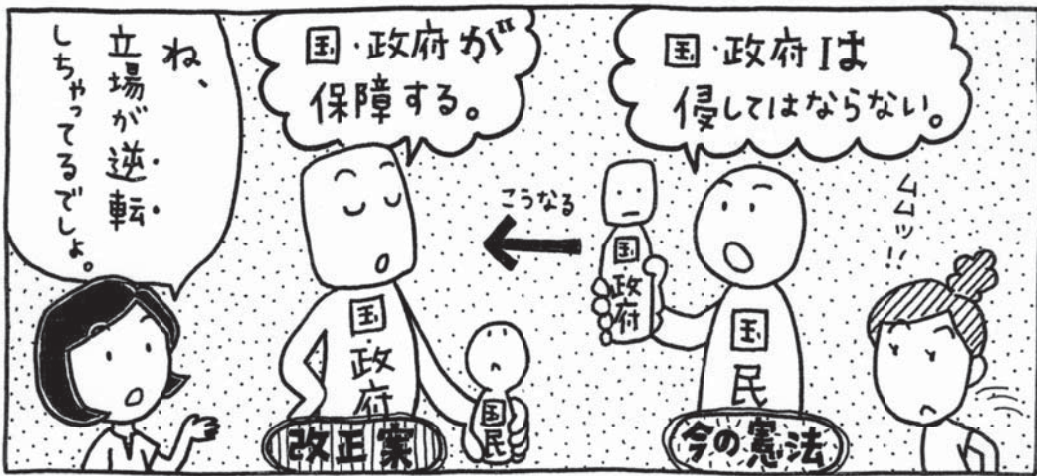
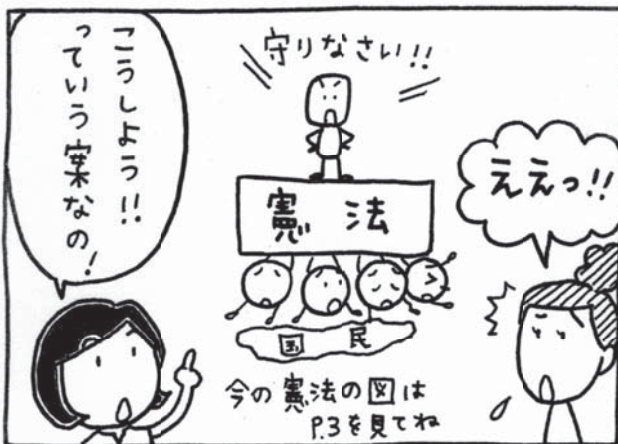
えっ、それを
変えたいって
いうこと?

そうなの。

これを
そのまま
受け入れて
しまうよ

『反してはならない!』
っていうのも
気になるっ。

セキコンとかキムとか〜?



今の憲法	改正草案
(思想及び良心の自由) 第十九条 思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。	第十九条 思想及び良心の自由は保障する。
(財産権) 第二十九条 財産権はこれを侵してはならない。	第二十九条 財産権は、保障する。

あ、言葉がビビリーに変わってる。

どう思う?

※第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

